

こゆ農畜産物直売所ルーピン運営協議会規約

第1条（目的）

この協議会は、JA みやざき児湯地区本部管内で生産された新鮮で安全な農畜産物や加工品等を安定的に低価格で供給すると共に、地産地消による生産者と消費者の交流および農業に対する理解を深め、地域農業の活性化と地域への貢献拡大を目指すことを目的とする。

第2条（名称）

この協議会の名称は、こゆ農畜産物直売所ルーピン運営協議会（以下「協議会」という。）とし、直売所の名称は「こゆ農畜産物直売所ルーピン」（以下「直売所」という。）とする。

第3条（構成）

この直売所は、目的に賛同し協議会が認めた者で、所定の入会申込書を提出し登録された会員によって構成する。

第4条（事業）

この協議会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- イ. 農産物の作付・栽培に関する研究開発の事業
- ロ. 消費者ニーズと販売情報収集に関する事業
- ハ. その他、目的達成に必要な事業

第5条（事務局）

この協議会の事務局は、JA みやざき児湯地区本部内に置く。

第6条（役員）

- ① この協議会を円滑に運営するために、次の役員をおく。
 - イ. 構成員の中から、運営委員 10 名以内をおく。
 - ロ. 運営委員の中から、会長 1 名副会長 1 名を互選し、別に監事 2 名選出する。
- ② 役員任期は 2 年とし、再任は妨げない。
- ③ 役員の間報酬は、会長 15,000 円副会長 12,000 円他一律 10,000 円とする。

第7条（会議）

- ① この協議会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。
- ② 総会は毎事業年度終了後に開催する。
- ③ 臨時総会は、必要に応じて開催することができる。
- ④ 役員会は、事業活動に応じて随時招集することができる。

第8条（事業年度）

事業年度は毎年2月1日より翌年1月31日までとする。

第9条（その他）

その他この協議会に必要な事項は、運営規則に定めるほか、役員会においてその都度協議し決定する。

第10条

この規約の改廃は、総会の議決による。

（付則）

この規約は平成17年3月4日より実施する。